

尼崎市検査実施基準

沿革 昭和44年4月1日
最終改正 平成30年4月1日

目次

- 第1項 一般的事項（第1号～第3号）
- 第2項 基本検査を実施する部分及び時期（第1号～第3号）
- 第3項 検査実施時の着眼点（第1号・第2号）

1 一般的事項

(1) この基準の趣旨

尼崎市検査規程第3条及び尼崎市検査規程の運用について第3項に規定する別に定める検査実施基準（尼崎市既済部分査定基準を除く。）並びに尼崎市検査規程第7条に規定する基本検査を実施する部分及び時期については、この基準の定めるところによる。

(2) 共通事項

ア 基本検査の対象は、尼崎市検査規程第7条に規定する「水中又は地下に埋設する工事その他完成後外部から明視することができない部分の工事」であり、尼崎市検査実施基準第2項に規定する検査実施対象に対応するの工事であり、かつ、その検査実施対象に対応する工事の設計金額（尼崎市検査規程の運用について第7項第2号に規定する設計金額をいう。）が100万円以上のものを基本とする。

イ 「尼崎市検査規程の運用について」第7項第2号及び尼崎市検査実施基準第1項第2号アに規定する設計金額とは、尼崎市検査実施基準第2項に規定する検査実施対象に対応する工事の直接工事費の金額とする。

ウ 「尼崎市検査規程の運用について」第4項第3号に規定する工事担当課長が実施することができる検査であっても、主となる契約の検査が技術監理課長において行われるものに付帯関連するものとは、合併入札、随意契約によるもので同一路線（工区）、同工期末の工事とする。

エ 検査員は、検査実施にあたり、あらかじめ設計書、仕様書及び図面その他関係書類を調べ、その内容等を熟知し、検査に遺漏のないよう留意すること。

オ 施工の位置に誤りはないか。敷地境界線、各測点並びに起終点を確認すること。

カ 関連する他の工事との関係、周辺との取り合いについても留意すること。

キ 強度、機能、耐久度等について、試験結果表があるときは、これを確認すること。

ク 検査担当課長が写真その他の資料で確認（以下「写真検査」という。）できると判断したものについては、これらによって当該基本検査を行うことができる。写真検査はあくまで例外的な措置であるので、安易に行うものではないことに留意すること。

(3) 建築・設備工事に関する事項

ア 1件の契約工事において2以上の棟について工事が施行される場合には、各々の棟について第2項の「基本検査を実施する部分及び時期」のとおり実施する。ただし、修繕、改修工事など小規模な場合又は不合理と思われる場合は一棟と見なすことができる。

イ 建築工事と別契約の関連工事との検査場所が同じ場合には、同時期に検査を実施する。

ウ 指定する階の検査回数については、第2項の「基本検査を実施する部分及び時期」の「基本検査項目及び工種」において「検査実施部分」に記載のとおりとする。

2 基本検査を実施する部分及び時期（尼崎市検査規程第7条関係）

この規定は、第1項第2号アに定める基本検査を実施する部分及び時期について、定めたものであり、第2項第1号及び同項第2号に定める工種ごとに検査を実施するものとする。

(1) 土木工事

番号	基本検査項目	工種	検査実施対象	検査実施部分	検査実施時期
ア	地業検査（土木工事にあつては「基礎検査」と読み替える。）	(ア) 杭打（既製杭）	杭工事	杭芯	施工完了後
		(イ) 杭打（場所打ち杭）		掘削深、杭芯	施工完了後
		(ウ) 掘方	左記のものを含む工事の「1工種」及び「1細別」	当該完了部 切削も含む	施工完了後 切削は基層又は表層施工前
		(エ) 栗石、砕石工		各種基礎（管基礎含む）	施工完了後
		(オ) 基礎配筋（構造物以外のもの）		立杭の底版配筋、360° 巻コンクリート、場所打ち杭配筋	組立完了後
		(カ) 路盤	舗装工事	不陸整正、上層、下層、 安定処理 フィルター層含む	整正及び転圧完了後
		(キ) 路床工（路床改良のみ）			
備考 縁石、遊具ベンチ、安全柵、ます等軽易なものの掘方、栗石、砕石工は、基本検査の対象としない。					

番号	基本 検査 項目	工 種	検 査 実 施 対 象	検 査 実 施 部 分	検 査 実 施 時 期
イ	埋 設 構 造 物 検 査	(ア) 地中に埋設される 構造物（土被りを 有するもの）	左記のものを含む工事 の「1工種」及び「1細 別」	管内、人孔内、シールド （2次覆工）、防火水槽 等	施工完了後
ウ	鉄 筋 （ 配 筋 ） 検 査	(ア) 各種構造物	左記のものを含む工事 の「1工種」及び「1細 別」	当該完了部	組立完了後
エ	軀 体 検 査	(ア) 軀体	コンクリート工事	当該完了部	型枠除去後、埋戻し前
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: auto;"> 備考 側溝嵩上、地先境界、舗装止は、基本検査の対象としない。 </div>					
オ	防 水 検 査	(ア) シート系防水 (イ) 塗膜系防水 (ウ) その他の防水	<div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; border-bottom: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: auto;"> 左記のものを含む 工事の「1工種」 及び「1細別」 </div>	当該施工部 当該施工部 当該施工部	防水施工途中 防水施工途中 防水施工途中

番号	基本 検査 項目	工 種	検査実施対象	検査実施部分	検査実施時期
カ	配 管 検 査	(ア)電気、給排水等 (イ)コンクリート内配 管	埋設配管工事 いんぺい配管工事	電線管、鋳鉄管、鋼管、 塩ビ管等 配置管完了部	布設完了後、埋戻し前 配管完了後
キ	そ の 他 検 査	(ア)塗装（鉄部） (イ)埋設管基礎コンク リート (ウ)工場検査	塗装工事 （防食塗装工事含む） 左記のものを含む工事 の「1工種」及び「1細 別」	ケレン、下塗、上塗（完 成検査時に確認できな い部分） ヒューム管等 第2項第3号のとおり	ケレン完了後、錆止め塗 装完了後 上塗塗装は、完成検査で 確認できない部分の施 工完了後 （例）橋梁の吊足場撤去 前 型枠除去後、埋戻し前

(2) 建築・設備工事

番号	基本 検査 項目	工 種	検査実施対象	検査実施部分	検査実施時期
ア	地 業 検 査	(ア)杭地業（既製杭）	杭工事	杭の工法、材料 当該施工部 当該完了部	杭打ち施工中 杭打ち、墨出し完了後
		(イ)杭地業（場所打ち杭）	杭工事	杭の工法、材料 スライム処理、掘削深さ、 配筋 当該施工部 当該完了部	鉄筋挿入前 杭打ち、墨出し完了後
		(ウ)掘方・砂利地業	土工事又は、地業工 事	当該完了部	掘削完了後（杭地業が なく砂利地業の場合） 又は、捨コンクリート 打設前（小規模な時）
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> <p>備考 軽易な基礎等のもので深さが GL-1000 未満かつシングル配筋のものは、 基本検査の対象としない。</p> </div>					
イ	埋 設 構 造 物 検 査	(ア)地中に埋設される 槽（2次製品のもの）	構造物	当該完了部	据え付け完了、埋戻し 前

番号	基本 検査 項目	工 種	検査実施対象	検査実施部分	検査実施時期								
ウ	鉄 筋 (配 筋 検 査	(ア)基礎・地中梁配筋	鉄筋工事	当該完了部	配筋組立完了後								
		(イ)各階(柱・壁)配筋	鉄筋工事	当該完了部	配筋組立完了後								
		(ウ)各階(梁・スラブ)配筋	鉄筋工事	当該完了部	配筋組立完了後								
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> <p>備考 土間配筋においてシングル配筋のものは、基本検査の対象としない。</p> </div>													
エ	構 造 金 物 検 査	(ア)金属製建具枠取付け	金属製建具工事	指定階の検査回数は次のとおりとする。	アンカー取付け完了後								
				<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>施工階数</th> <th>検査回数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>4階以下</td> <td>2回以上</td> </tr> <tr> <td>5階以上 8階以下</td> <td>3回以上</td> </tr> <tr> <td>9階以上</td> <td>4回以上</td> </tr> </tbody> </table>	施工階数	検査回数	4階以下	2回以上	5階以上 8階以下	3回以上	9階以上	4回以上	
		施工階数	検査回数										
4階以下	2回以上												
5階以上 8階以下	3回以上												
9階以上	4回以上												
(イ)押出成形セメント板取付け	押出成形セメント板工事	同 上	取付け施工中										
(ウ)ALCパネル取付け	ALC板工事	同 上	取付け施工中										

番号	基本 検査 項目	工 種	検 査 実 施 対 象	検査実施部分	検査実施時期
オ	建 方 検 査	(ア)各階鉄骨建方	鉄骨工事	当該完了部	本締め完了後
(イ)各階木造建方		木工事の内構造材	当該完了部	建方、構造金物取付け 完了後	
		(ウ)各階PCa組立 (PCa工法)	PCa工事	当該完了部	PCa板組立完了、ジョイ ントコンクリート型枠 組立前
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> <p>備考 簡易な建物等完成時に骨組みが明視出来る場合及び軽量鉄骨の1m未満の底等は 基本検査の対象としない。</p> </div>					
カ	軀 体 検 査	(ア)各階軀体 (埋設部分を含む)	コンクリート工事	当該完了部	型枠除去、基準墨出し 完了後

番号	基本 検査 項目	工 種	検 査 実 施 対 象	検査実施部分	検査実施時期								
キ	防 水 検 査	(ア)アスファルト防水	防水工事の内、アス ファルト防水	当該施工部	防水施工中								
		(イ)シート防水	防水工事の内、シー ト防水	当該施工部	防水施工中								
		(ウ)塗膜防水	防水工事の内、塗膜 防水	当該施工部	防水施工中								
		(エ)塗布防水	防水工事の内、塗布 防水	当該施工部	防水施工中								
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> 備考 シーリングは基本検査の対象としない。 </div>													
ク	下 組 検 査	(ア)床組	床組材	指定階の検査回数は次のと おりとする。 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>施工階数</th> <th>検査回数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>4階以下</td> <td>2回以上</td> </tr> <tr> <td>5階以上 8階以下</td> <td>3回以上</td> </tr> <tr> <td>9階以上</td> <td>4回以上</td> </tr> </tbody> </table>	施工階数	検査回数	4階以下	2回以上	5階以上 8階以下	3回以上	9階以上	4回以上	床組完了後
		施工階数	検査回数										
4階以下	2回以上												
5階以上 8階以下	3回以上												
9階以上	4回以上												
(イ)天井下地	天井下地材	同 上	天井下地完了後										
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> 備考 1 軽量鉄骨・木造の区別はしないで、合計金額とする。 2 鉄筋コンクリート造等の内部間仕切軸組は基本検査の対象としない。 </div>													

番号	基本 検査 項目	工 種	検 査 実 施 対 象	検 査 実 施 部 分	検 査 実 施 時 期								
ケ	配 管 検 査	(ダクトを含む。)											
		(ア) 土間コンクリート 内配管	いんぺい配管工事	当該完了部	配管完了後								
		(イ) 各階 (柱、壁) コン クリート内配管	いんぺい配管工事	当該完了部	配管完了後								
		(ウ) 各階 (梁、スラブ) コンクリート内配 管	いんぺい配管工事	当該完了部	配管完了後								
		(エ) 床組内配管	いんぺい配管工事	指定階の検査回数は次のと おりとする。	配管完了後								
				<table border="1"> <thead> <tr> <th>施工階数</th> <th>検査回数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>4階以下</td> <td>2回以上</td> </tr> <tr> <td>5階以上 8階以下</td> <td>3回以上</td> </tr> <tr> <td>9階以上</td> <td>4回以上</td> </tr> </tbody> </table>	施工階数	検査回数	4階以下	2回以上	5階以上 8階以下	3回以上	9階以上	4回以上	
		施工階数	検査回数										
		4階以下	2回以上										
5階以上 8階以下	3回以上												
9階以上	4回以上												
(オ) 天井内配管	配管工事	指定階の検査回数は次のと おりとする。	配管完了後										
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>施工階数</th> <th>検査回数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>4階以下</td> <td>2回以上</td> </tr> <tr> <td>5階以上 8階以下</td> <td>3回以上</td> </tr> <tr> <td>9階以上</td> <td>4回以上</td> </tr> </tbody> </table>	施工階数	検査回数	4階以下	2回以上	5階以上 8階以下	3回以上	9階以上	4回以上			
施工階数	検査回数												
4階以下	2回以上												
5階以上 8階以下	3回以上												
9階以上	4回以上												
(カ) ピット内配管	配管工事	当該完了部	配管完了後										
(キ) 屋内・屋外露出配管	配管工事	当該完了部	(保温等前)										
(ク) 屋内・屋外地中埋設 配管	いんぺい配管工事	当該完了部	(防錆処理後)										

番号	基本 検査 項目	工 種	検 査 実 施 対 象	検 査 実 施 部 分	検 査 実 施 時 期								
コ	そ の 他 検 査	(ア) 塗装 (鉄部)	塗装工事の内、鉄部 塗装	当該完了部	錆止め塗装完了後								
		(イ) 埋設管基礎コンク リート	コンクリート工事	当該完了部 (360° 巻)	埋戻す前								
		(ウ) 路盤	舗装工事の内、路盤 等	当該完了部	転圧完了後								
		(エ) 配線	配線工事	指定階の検査回数は次のと おりとする。 <table border="1" data-bbox="847 904 1158 1128"> <thead> <tr> <th>施工階数</th> <th>検査回数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>4階以下</td> <td>2回以上</td> </tr> <tr> <td>5階以上 8階以下</td> <td>3回以上</td> </tr> <tr> <td>9階以上</td> <td>4回以上</td> </tr> </tbody> </table>	施工階数	検査回数	4階以下	2回以上	5階以上 8階以下	3回以上	9階以上	4回以上	配線完了後
		施工階数	検査回数										
		4階以下	2回以上										
		5階以上 8階以下	3回以上										
		9階以上	4回以上										
(オ) 外壁等補修	外壁等補修工事	当該施工部	外壁等補修工事施工途 中										
(カ) 基礎撤去	基礎撤去工事	当該施工部	撤去完了後										
(キ) 杭撤去	杭撤去工事	当該施工部	撤去完了後										
(ク) 工場検査		第2項第3号のとおり											

(3) 工場検査

工場検査を実施する部分は、次のとおりとする。

ア J I S規格等の市販品等の工場検査は、基本的に実施しない。

イ 製作工場において工場検査を実施するもの

(ア) 完成検査時において他の要因により公式に運転又は機能の確認ができない機械器具等

(イ) 主要構造物でコンクリート製品の主要配筋がφ 9 mm以上で次のもの

a 構造用P C a 工法による柱、壁、床、梁及び桁

b 耐震性防火水槽（1 0 0 t 用以上）。ただし、(財) 日本消防設備安全センターの認定品は除く。

c L型擁壁(高さ1.5 m以上)。ただし、宅地造成等規制法施行令に基づく国土交通大臣認定品は除く。

(ウ) 主要構造物で構造用鋼製版、梁及び桁

(エ) 本市の都合により現場に搬入できない製作品で、既済部分検査を要するもの

(オ) 尼崎市検査規程の運用について第5項第1号イに規定する設計図書において、尼崎市検査規程第2条第1項第2号に規定する検査員による検査を義務づけているもの

(カ) 検査担当課長が特に必要があると認めるもの

ウ エレベーター設備の工場検査について

(ア) 標準型エレベーターについては、工場検査を実施しない。ただし、特注品は除く。

3 検査実施時の着眼点（尼崎市検査規程第3条（検査実施基準）関係）

この規定は、検査を実施するに当たり、注意すべき点をチェックリストとして定めたものであり、これを踏まえて検査を実施するものとする。

(1) 基本・随時検査

ア 土木工事

(ア) 共 通 事 項

a 出来形管理基準等のおり施工されているか。

(イ) 土 工

a 掘削の形状、寸法は正しいか。

b 掘削の不陸状況及び仕上高は正しいか。

c 埋戻しは、十分に転圧され突固められていて不陸がなく、また、盛土部分は余盛が適切に施工されているか。

d 埋戻しの形状、寸法及び使用材料は正しいか。

(ウ) 基 礎 工

a 栗石、砕石の形状、寸法は正しいか。また、敷き並べの状態、空隙の充填は適切であるか。

b 栗石、砕石の突固め状況及び仕上高は正しいか。

c 杭の工法、杭の種類、配列、本数、品質は正しいか。

d 杭頭の処理は適切であるか。

e 基礎コンクリートの形状、寸法及び仕上高は正しいか。

(エ) 鉄 筋 工

a 種類、品質は正しいか。

b 配筋の形状、寸法は正しいか。

c 鉄筋の径、数量、かぶり、間隔、位置等は正しいか。

- d 圧接部の状態は良いか。
- e 開口補強は適切か。
- f スペーサーは正しいか。
- (オ) コンクリート工
 - a 構造物の形状及び仕上げは適切であるか。
 - b 伸縮目地は適切に設置されているか。
- (カ) 管 きょ 工
 - a 管の布設位置、状態は、正しく設置されているか。
 - b 管接合部及び人孔管口接合部は漏水のないように施工されているか。
 - c 目地仕上げは正しく施工されているか。
 - d 管の剪断がないように施工されているか。
 - e 人孔、雨水ます、接続ます等は漏水のないように正しく設置されているか。
 - f 基礎コンクリート及び砂巻立基礎の形状、寸法は正しいか。
- (キ) 路 床 工
 - a 路床の不陸状況及び仕上高は正しいか。
 - b 切土部分で切土面に不良土が残っていないか。
 - c 路床改良の形状、寸法及び使用材料は正しいか。
- (ク) 路 盤 工
 - a 路盤の材料及び厚さは正しいか。
 - b 路盤仕上げは、縦横断勾配に正しく仕上げられているか。
 - c 平板載荷試験を必要とする場合、所要の支持力を有しているか。
 - d 路盤は、均一に十分締固められているか。
 - e 構造物の取付部や路側の締固めは、適切な機械器具を使用して施工されているか。
 - f 路盤仕上げ面に、浮石、ゴミ、その他不純物はないか。
- (ケ) 路面切削工
 - a 設計図書に定めるところにより縦横断測量を行い舗装計画を作成し、正しく仕上げられているか。
- (コ) 橋 梁 工
 - a 仮組立時において橋長、幅及び桁下線形並びに縦横断勾配は正しいか。
 - b 使用材の断面形状、寸法は正しいか。また、曲り、きず、われ、さび等のないものが使用されているか。
- (サ) 護 岸 工
 - a 石材、コンクリートブロック等及び鋼矢板の形状、寸法は正しいか。
 - b 裏込栗石の形状、寸法は正しいか。
- (シ) 造 園 工
 - a 支柱材料の材質、形状、寸法は正しいか。
- (ス) 塗 装 工
 - a 種類、品質の仕様は正しいか。
 - b 素地調整は適切であるか。
 - c 塗回数、塗膜厚、塗付量は適切であるか。
 - d 塗りもれ、むら、しわ、へこみ、はじき、つぶ等がないか。

(セ) 防水工

- a 防水工法、材料の種類、品質の仕様は正しいか。
- b 下地は、適切に処理されているか。
- c 橋面防水工は、塗りもれがなく、均一に施工されているか。

イ 建築工事

(ア) 土工事

- a 根切りの形状、寸法は正しいか。
- b 山止めは、工事施工上十分であり、また、危険防止上適切であるか。
- c 盛土部分は不陸がなく、十分に締め固められているか。

(イ) 地業工事

- a 砕石の寸法は正しいか。また、厚さ、密度、敷均しの状態は適切であるか。
- b 突固めの状況及び天端高は正しいか。
- c 杭の工法、杭の種類、配列、本数、品質は正しいか。
- d 杭頭の処理は適切であるか。

(ウ) 鉄筋工事

- a 種類、品質は正しいか。
- b 配筋の形状、寸法は正しいか。
- c 鉄筋の径、数量、かぶり、間隔、位置等は正しいか。
- d 圧接部の状態は良いか。
- e 開口補強は適切か。
- f スペーサーは正しいか。

(エ) コンクリート工事

- a 品質、強度、調合は正しいか。
- b 型枠存置期間及び支柱の取外し時期は適切であるか。
- c 不良箇所の補修は適切であるか。
- d 通り芯、壁芯を基準としたコンクリート断面寸法で施工されているか。
- e 構造用目地の位置は正しいか。

(オ) 鉄骨工事

- a 種類、品質は正しいか。
- b 部材の形状、寸法は正しいか。
- c 軒高、階高は正しく施工されているか。
- d 柱、梁の倒れ、ねじれ等はないか。
- e 継手、仕口は適切であるか。
- f ボルトの材料は正しいか。
- g ボルトの締付けは良いか。
- h 溶接の長さ及び肉厚は適正であるか。

(カ) 押出成形セメント板、ALCパネル工事

- a 種類、品質の仕様は正しいか。
- b 配筋、継手は適切であるか。
- c 充填コンクリート、モルタルは適切であるか。

- d パネルの取付方法は適切であるか。
- e 接合金物は適切であるか。
- (キ) 防 水 工 事
 - a 防水工法、材料の種類、品質の仕様は正しいか。
 - b 下地は、適切に処理されているか。
 - c アスファルトの溶融温度は適切であるか。
 - d 増し張りは適切に施工されているか。
 - e 立上り部、入り隅、出隅、ドレン廻りの納まりは適切であるか。
 - f ルーフィング等の張付けに際し、重ね、継手、張付け方法は適切であるか。
- (ク) 木 工 事
 - a 樹種、材質、等級、寸法は正しいか。
 - b 継手、仕口等は適切であるか。
 - c 構造金物、釘等は適切であるか。
 - d 下地材のかんな削りは適切に施工されているか。
 - e 防腐処理は適切であるか。
- (ケ) 屋 根 工 事
 - a ルーフィング等、下ふき材の材料、重ね寸法は正しいか。
 - b 留付けは適切であるか。
- (コ) 金 属 工 事
 - a 種類、寸法の仕様は正しいか。
 - b 加工、組立、取付けは適正であるか。
 - c 防錆処理は適切であるか。
- (サ) 建 具 工 事
 - a 種類、規格、寸法の仕様は正しいか。
 - b 建具枠の取付けは適正になされているか。
 - c 防錆処理は適切であるか。
- (シ) 塗 装 工 事
 - a 種類、品質の仕様は正しいか。
 - b 下地処置は適切であるか。
 - c 塗回数、塗付量は適正であるか。
- (ス) 屋 外 工 事
 - a 排水管の材料、寸法は正しいか。また、勾配は適正に施工されているか。
 - b 路盤材の材料及び厚さは正しいか。また、締め固めは十分であるか。
 - c 路盤仕上げ面の縦横断勾配は良いか。
- ウ 電気設備工事
 - (ア) 配管工事
 - a 材料、寸法は正しいか。
 - b 管路、接続、埋設深さは良いか。
 - c 位置ボックス、ジョイントボックスの仕様は正しいか。
 - d 金属管とボックスは電氣的に接続されているか。

- e 防火区画の貫通箇所は適切な処理がなされているか。
- f 電線管等と水管、ガス配管等との交差、接近する場合の保安対策処理は良いか。
- g 高圧地中管路の標識シートは埋設されているか。
- (イ) 配線工事（天井内等）
 - a 材料、寸法、経路、位置は正しいか。
 - b 電線類と弱電流配線、水管、ガス管、ダクト等と接近又は交差する場合の保安対策処理は適切であるか。

エ 機械設備工事

- (ア) 給排水衛生設備工事
 - a 管の材料、寸法は正しいか。
 - b 配管の経路、接合、勾配、埋設深さ、工法は良いか。
 - c 防露、保温、防錆は正しいか。
 - d 固定、支持方法は良いか。
 - e 電気配線・配管、ガス配管との配管交差に対する保安対策処理は良いか。
 - f バルブ等の材料、位置は適切であるか。
 - g スリーブ、箱入れ等貫通部の補修は適切であるか。
- (イ) 空気調和設備工事
 - a ダクト等の材料、寸法は適正であるか。
 - b 経路、接合、勾配は良いか。
 - c 防露、保温、防錆は正しいか。
 - d 固定、支持方法は良いか。
 - e ダンパー等の材料、位置は適切であるか。
 - f スリーブ、箱入れ等貫通部の補修は適切であるか。
- (ウ) ガス設備工事（都市ガス）
 - a 配管の材料、寸法は正しいか。
 - b 配管の経路、接合、勾配、埋設深さは良いか。
 - c 配管の防錆は正しいか。
 - d 配管の固定、支持方法は良いか。
 - e 配管工事が電線及び電気工作物に近接または交差に対する保安対策処理は良いか。
 - f 配管工事のバルブ等の材料、位置は適切であるか。
 - g 配管工事のスリーブ、箱入れ等貫通部の補修は適切であるか。

(2) 完成検査時

ア 共通事項

- (ア) 出来形
 - a 寸法、位置、数量
- (イ) 使用材料の品質、規格
 - a 形状、質、寸法
- (ウ) 出来映え
 - a 外観、仕上げ面、通り、すり付け、仕上り状況

- (エ) 清掃、片付け
 - a 整地、仮設物、工事資材の撤去片付け、清掃
- (オ) 完成資料
 - a 施工計画書、主要使用材料証明書、各種試験結果（表）、保証書、出来形管理表（測定表）、施工管理記録（工事写真等）、その他各種提出書類
- (カ) 諸官庁への届出完了の確認
- (キ) 発生材の処理及び建設副産物の適正な処理の確認

イ 土木工事

- (ア) 土 工
 - a 整地の状態は、水はけがよく、十分締め固められているか。
 - b 残土処分は適切であるか。
- (イ) コンクリート工
 - a 構造物の形状、寸法は正しいか。
 - b 仕上げは適切であるか。
- (ウ) 管きょ工
 - a 管きょ、人孔、雨水ます及び、接続ます等は正しく施工されているか。
 - b 人孔蓋のよごれ、ガタつきはないか。
- (エ) 舗 装 工
 - a アスファルト合材は、均一の材料が使用されていて変質が生じていないか。
 - b 仕上げ面は縦横断勾配に正しく仕上げられているか。
 - c 舗装厚は正しいか。
 - d 既存の構造物とのすり合わせ、とおりは適切であるか。
- (オ) 橋 梁 工
 - a 伸縮継手及び雨水の排水口は正しく設置されているか。
 - b 高欄等の形状、寸法及び使用材料は正しいか。
- (カ) 護 岸 工
 - a 護岸の法線、縦横断勾配及び幅員は正しいか。
- (キ) 造 園 工
 - a 樹木の種類、樹勢、樹姿、高さ、目通りは適切であるか。また、病虫害はないか。
 - b 樹木は、控木及び添木に固く結束されているか。
 - c 支柱と樹幹の取付けは、杉皮、しゅろ縄等を施しているか。
 - d 張芝は、所定量の目土を均一に敷きならしているか。また、芝串は適切であるか。
 - e インターロッキング及び、各種ブロック舗装の目地、仕上げ面は正しく施工されているか。
- (ク) 塗 装 工
 - a 材料の種類、品質は正しいか。
 - b 塗回数、塗膜厚、塗付量は適切であるか。
 - c 塗りもれ、むら、しわ、へこみ、はじき、つぶ等がないか。

ウ 建築工事

- (ア) コンクリート工事
 - a 品質、強度、調合は正しいか。

- b 打放し面の仕上りは適正であるか。
- (イ) 押出成形セメント板、ALCパネル、コンクリートブロック工事
 - a 種類、品質は正しいか。
 - b 目地の処理は適正であるか。
- (ウ) 防 水 工 事
 - a 工法、種類、品質は正しいか。
 - b 仕上げ、納まりは適正であるか。
 - c 施工票は取り付けられているか。
- (エ) タイル及び石工事
 - a 種類、品質は正しいか。
 - b 目地の処理は適正であるか。
- (オ) 木 工 事
 - a 樹種、材質、等級、寸法は正しいか。
 - b 内法、仕上寸法は正しいか。
 - c 目違い、釘頭等の処理は適切であるか。
 - d かんな掛け等仕上げの程度は良いか。
- (カ) 屋根及びとい工事
 - a 種類、品質は正しいか。
 - b 重ね、継目は適正であるか。
 - c 漏水のおそれのある部分の施工は適切であるか。
 - d とい受け金物は適切であるか。
- (キ) 金 属 工 事
 - a 種類、品質は正しいか。
 - b 加工、組立、取付けは適正であるか。
- (ク) 左 官 工 事
 - a 品質、調合は正しいか。
 - b 面、角、チリ廻りは正確に仕上げられているか。
 - c 浮き、割れ等はないか。
- (ケ) 建 具 工 事
 - a 種類、品質、寸法は正しいか。
 - b 建具金物は適正であるか。
 - c 開閉の具合は良いか。
- (コ) ガラス工事
 - a 種類、品質は正しいか。
 - b ガラス留め材の種類、品質は正しいか。
 - c 網入ガラスの防錆処理はなされているか。
- (サ) 塗 装 工 事
 - a 種類、品質は正しいか。
 - b 塗回数、塗付量は適正であるか。
 - c 塗りもれ、むら、しわ、へこみ、はじき、つぶ等がないか。

(シ) 内装工事

- a 材料の種類、品質、寸法および施工方法は正しいか。
- b 隙間、浮き等がなく仕上げられているか。

(ス) 雑工事

- a 種類、品質、寸法は正しいか。
- b 機能、取付け状況は良いか。

(セ) 屋外工事

- a 排水側溝の寸法は正しいか。また、水はけは良いか。
- b 会所等の位置、寸法は正しいか。また、蓋の仕様及び据付けは良いか。
- c 舗装仕上げ面の縦横断勾配は良いか。また、舗装厚は正しいか。
- d 樹木の種類、高さ、幹廻り、本数は正しいか。
- e 表土の厚さ、地盤高は正しいか。
- f 整地の状態は水はけが良く、十分に締め固められているか。
- g 敷地境界線との納まりは良いか。

エ 電気設備工事

(ア) 盤関係

- a 材料、寸法は正しいか。
- b 内部接続は良いか。
- c 防災設備の電源は表示されているか。
- d 分岐回路の回路名は表示されているか。
- e 塗装の仕上りは良いか。
- f 接地はされているか。
- g 銘板の取付け及び図面を添付しているか。

(イ) 照明器具及びその他の器具

- a 器具の仕様は正しいか。また、取付け状態は良いか。
- b 雑音、振動、発熱はないか。
- c スイッチの開閉状態及びコンセントの極性は正しいか。
- d 接地を要する器具は接地されているか。

(ウ) 金属管工事及びその他の工事

- a 材料、寸法は正しいか。
- b 管路、接続、取付けは良いか。
- c 屋外プルボックスの材料、寸法、取付けは良いか。
- d 金属管等と盤、プルボックスは、電氣的に接続されているか。
- e 屋外配管の塗装は下地処理をしているか。
- f 電線類と弱電流電線は同一の管、線び、ダクト等内に収めていないか。また、その場合は堅ろうな隔壁を設け接地をしているか。

(エ) 配線工事

- a 電線類の種類、太さは正しいか。
- b 原則として電線の色別をしているか。
- c 規定断面積以上の電線を接続する端子への増縮表示をしているか。

- d ハンドホール及び鉄蓋の仕様は正しいか。
- e コンクリート柱の仕様は正しいか。
- (オ) 避雷針設備及び接地工事
 - a 突針の仕様は正しいか。
 - b 導線の人の触れる恐れのある部分は、保護がされているか。
 - c 導線は、電力用及び通信用配線、またはガス管から規定距離以上離しているか。
 - d 接地の種類及び接地線の太さとその接続は良いか。
 - e 各種接地極の離隔は良いか。
 - f 接地極の埋設位置には、適切な箇所に接地極埋設標が設けられているか。
- (カ) 受変電設備工事
 - a キュービクル、配電盤は堅固に取付けているか。
 - b 充電露出部分は保護されているか。
 - c 電力ケーブルの末端処理は良いか。
 - d 配電盤は銘板を設け表示しているか。
 - e 受変電設備の標識及び危険標識を設けているか。
- (キ) 自家発電設備工事
 - a 機器は堅固に取付けているか。
 - b 配管は流体の種類及び方向を明示し、色別がなされているか。
- (ク) 通信設備工事
 - a 機器は合格証票、または評定マークが貼付されているか。また、取付けは良いか。
 - b 位置ボックス、ジョイントボックスの仕様は正しいか。
 - c 電線類の種類、太さは正しいか。
 - d 受信機の級別、感知器の型式は正しいか。
 - e 感知器、空気管は定められた位置に設けているか。
 - f 非常放送は、一般放送よりも優先となっているか。
 - g インターホンの通話方式は正しいか。
 - h 自動閉鎖装置の仕様は正しいか。
 - i ガス漏れ警報検知器は、適切な位置に取付けているか。
- オ 機械設備工事
 - (ア) 給排水衛生設備工事
 - a 配管の防露、保温施工及び塗装仕上げは良いか。
 - b 配管の天井、壁、床仕上げとの納まりは良いか。
 - c 配管系統及びバルブの表示は良いか。
 - d 管路の埋め戻し、復旧は良いか。
 - e 管路の勾配及び柵の位置、寸法、形状、員数、仕上げは良いか。
 - f 管路の蓋は仕様及び納まりは良いか。
 - g 各種槽の形状、寸法、据え付け状態は良いか。
 - h 水槽類の安全対策（浸水防止、施錠、内部塗装）は良いか。
 - i 機器等の仕様、取付け状態は良いか。
 - j 機器等の調整及び通水、排水状態は良いか。

(イ) 空気調和設備工事

- a 機器、ダクト、配管の防露、保温施工及び塗装仕上げは良いか。
- b 機器、ダクト、配管の天井、壁、床仕上げとの納まりは良いか。
- c 機器用基礎、架台の寸法、形状は正しいか。
- d 機器の仕様及び据え付け状態は良いか。
- e 機器の調整及び運転状態は良いか。

(ウ) ガス設備工事（都市ガス）

- a 配管の塗装仕上げは良いか。
- b 配管の天井、壁、床仕上げとの納まりは良いか。
- c 機器等の仕様、取付け状態は良いか。
- d 機器等の調整及び点火状態は良いか。

(エ) 昇降機設備工事

- a 機器等の仕様は正しいか。
- b 調整及び運転状態は良いか。